

「居宅介護サービス」「重度訪問介護サービス」 重 要 事 項 説 明 書

(令和8年4月1日付改訂)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく「居宅介護」、「重度訪問介護」を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・	3
4. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
6. サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・	7
7. サービス実施の記録について・・・・・・・・	8
8. 秘密の保持・・・・・・・・・・・・・・・・	8
9. 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10. 損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
11. 事故発生時の対応等・・・・・・・・・・・・・・・・	9
12. 緊急時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
13. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	9

社会福祉法人聖寿会 松元訪問介護事業所
当事業所は鹿児島県知事の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4610102909号)

1. 事業所経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 聖寿会
(2) 法人所在地	鹿児島県鹿児島市石谷町3523番地
(3) 電話番号	099-278-2720
(4) FAX	099-278-7575
(5) 代表者氏名	理事長 本 庄 茂
(6) 設立年月日	昭和43年3月25日

2. 事業所の概要

事業の種類	指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業	
事業所の目的と 運営方針	・ 社会福祉法及び身体障害者総合支援法に従い、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的とし、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に提供します。 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。	
事業所の名称	松元訪問介護事業所	
事業所の所在地	鹿児島県鹿児島市上谷口町3366番地5	
電話番号	099-246-7088	
管理者氏名	時 田 祐 一	
開設年月	平成24年8月1日	
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護 指定介護予防訪問介護	平成9年10月 1日 平成18年8月25日 指定鹿児島県4673100048号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市及び日置市

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	原則として月曜日から土曜日までとなっています。 ただし、12月30日から1月3日までを除きます。
受 付 時 間	月曜日～土曜日 8:30～17:30 電話等により、24時間常時連絡又はサービスの提供が可能な体制をとるものとします。
サービス提供時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30 ただし、利用者の要望に応じて弾力的に設定し、対応するものとします。

4. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置状況については、指定基準を遵守しています。

※()… 通所介護職員兼務

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名		
2. サービス提供責任者	2名	0名	常勤換算 2.5名 以上
3. 訪問介護員等			
(1) 1級課程又は介護福祉士	2名 (4名)	6名	
(2) 2級課程又は実務者研修修了者	0名	2名	
4. 事務職員	2名		

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」 サービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利

用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービスの内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪・・・入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪を行います。
- 排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助・・・食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助・・・衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助・・・通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行います。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理・・・利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物・・・利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
- ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ 外出時の移動中の介護（重度訪問介護のみ）

官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※ 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（２）利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（自己負担額）を事業者にお支払いいただきます。７頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

〈２人のヘルパーにより訪問を行った場合〉

１人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと２人のヘルパーでサービスを提供した場合は、２倍の利用者負担額をいただきます。

〈利用者負担額の上限等について〉

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

〈償還払い〉

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全部をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」に「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（３）サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）
- ② 通院介助においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。（サービス利用時にその都度ご負担いただきます。）

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

〈在宅介護サービス利用料金〉

【身体介護】

時 間	サービス利用料金	利用者負担金
３０分未満	２，５６０円	２５６円
３０分以上１時間未満	４，０４０円	４０４円
１時間以上１時間３０分未満	５，８７０円	５８７円
１時間３０分以上２時間未満	６，６６９円	６６９円
２時間以上２時間３０分未満	７，５４０円	７５４円
２時間３０分以上３時間未満	８，３７０円	８３７円

・居宅における身体介護については、３時間以上のサービスを提供した場合、９２１円に３０分を増すごとに８３円を加算することとします。

【家事援助（身体介護を伴わない通院等介助）】

時 間	サービス利用料金	利用者負担金
３０分未満	１，０６０円	１０６円
３０分以上４５分未満	１，５３０円	１５３円
４５分以上１時間未満	１，９７０円	１９７円
１時間以上１時間１５分未満	２，３９０円	２３９円
１時間１５分以上１時間３０分未満	２，７５０円	２７５円

・居宅における家事援助については、１時間３０分以上のサービス提供をした場合、３１１円に１５分増すごとに３５単位を加算することとします。

〈重度訪問介護サービス利用料金〉

時 間	サービス利用料金	利用者負担金
１時間未満	１，８６０円	１８６円
１時間以上１時間３０分未満	２，７７０円	２７７円
１時間３０分以上２時間未満	３，６９０円	３６９円
２時間以上２時間３０分未満	４，６１０円	４６１円
２時間３０分以上３時間未満	５，５３０円	５５３円
３時間以上３時間３０分未満	６，４４０円	６４４円
３時間３０分以上４時間未満	７，３６０円	７３６円

なお、移動中の介護を実施した場合には、上記サービス利用料金に以下の金額を加算させていただきます。

1 時間未満	1 0 0 円を加算
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	1 2 5 円を加算
1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	1 5 0 円を加算
2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	1 7 5 円を加算
2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	2 0 0 円を加算
3 時間以上	2 5 0 円を加算

〈利用者負担の軽減について〉

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる「自己負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区 分	世帯の収入状況	1 ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が 8 0 万円以下の方	1 5, 0 0 0 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯	2 4, 6 0 0 円
一 般	市町村民税課税世帯	3 7, 2 0 0 円

〔利用者負担の軽減措置〕

○ 要件

1. 申請者と世帯の主たる生計中心者の方が、一定の不動産（現在、世帯の者が住んでいる土地・建物）以外の固有資産を持っていないこと。
2. 申請者と世帯の主たる生計中心者の方の預貯金等の額が以下の基準以下であること。

	預 貯 金 等
単身世帯	5 0 0 万円以下
家族同居	1, 0 0 0 万円以下

3. 申請者の世帯の者が、社会通念上、軽減措置の対象とするには不適切と考えられるよう資産を持っていないこと。

- 上記の要件をすべて満たすことにより、一つの事業所における上限額が下記のとおり減額されます。

区 分	一つの事業所あたりの月額上限負担額
低所得 1	1, 5 0 0 円
低所得 2	3, 0 0 0 円
一 般	9, 3 0 0 円

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。なお自動引き落とし、指定口座振込みを選択され、手数料が必要な場合、利用料金とは別に金融機関への手数料は自己負担となります。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア 下記指定口座への振込み

鹿児島銀行 松元支店 普通預金 1 0 1 1 8 2 3

口座名義人 社会福祉法人聖寿会 理事長 本庄 茂

イ 金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：鹿児島銀行 本・支店、又はさつま日置農協各支所

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により「居宅介護計画」、「重度訪問介護計画」及び「同行援護計画」で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむ

を得ない場合は、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用予定日の前日までに連絡がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 交通費

通常の事業実施地域（鹿児島市及び日置市）以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費（自動車を使用した場合、1キロメートルにつき37円）をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員について

- ① サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や訪問する訪問介護員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ② 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談下さい。

(2) サービス提供について

- ① サービスは、「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ② サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更が合った場合は速やかに訪問介護員にお知らせください。また、担当訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはそのご家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動及び迷惑行為

7. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供毎に、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、「居宅介護計画」・「重度訪問介護計画」及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

8. 秘密の保持

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密を厳守します。
- ② 当事業所は、従業者であった者から、業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者またはその家族からの同意をいただきます。

9. 個人情報の保護

- ① 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ② 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

10. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかに損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

11. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行うサービス提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しましたサービスにより、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 職・氏名 (サービス提供責任者・堀之内 かおる)
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13. 事故発生及び非常災害の対応

- (1) サービス提供中に、天災その他災害等が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- (2) 非常災害その他緊急事態に備えて、防災及び避難に関する計画を策定し、必要とする訓練等を実施します。また、訓練の実施に当たって、必要に応じて消防局、地域住民等の参加が得られるよう連携に努めます。

1 4. 衛生管理及び感染対策等

- (1) 指定訪問介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6. ハラスメント対策

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 7. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医：氏名、所属医療機関名等・所在地・電話番号・（勤務先及び携帯）

家族等連絡先：氏名及び続柄、住所、電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

対応可能時間：24時間対応可能な体制を確保しております。

1 8. 苦情等の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 松元訪問介護事業所

〔職・氏名〕 サービス提供責任者 堀之内 かおる

○苦情解決責任者

〔職・氏名〕 所 長 時田 祐一

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 ８：３０～１７：３０

(２) 行政機関その他苦情受付機関

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鹿児島市役所 障害福祉課障害福祉係	〒８９２－８６７７ 所在地 鹿児島市山下町１１－１ 電話番号・０９９－２１６－１２７３ ＦＡＸ・０９９－２１６－１３０４ 受付時間 ８：３０～１７：００
国民健康保険団体連合会	〒８９０－００６４ 所在地 鹿児島市鴨池新町６－６（鴨池南国ビル７Ｆ） 電話番号・０９９－２１３－５１２２ ＦＡＸ・０９９－２１３－０８１７ 受付時間 ８：３０～１７：００

１９．第三者評価の実施状況

第三者評価の 実施状況	１ あり	実施日	
		評価機関の名称	
		結果の開示	１ あり ２ なし
	② なし		

◆ 他、別途加算サービスについてのご案内及び要件 ◆

1. 特定事業所加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下、「指定居宅介護事業所」という。）が、利用者に対し、指定居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 特定事業所加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従事者を含む。に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従事者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。
 - (二) 指定居宅介護の提供にあたっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従事者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従事者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所のすべての指定居宅介護従事者に対し、健康診断等を定期的を実施すること。
- (4) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第31条第6号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用したすべての居宅介護従事者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は別に厚生労働大臣が定める指定居宅介護等の提供に当たる者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程を終了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び居宅介護従業者養成研修1級課程を終了した者（以下「1級課程修了者」という。）の占める割合が100分の50以上であること。又は前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち、常勤（40時

間以上)の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。

(7) 当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。

(8) 指定障害福祉サービス基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の30以上であること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(8)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げるいずれにも適合すること。

2. 特別地域加算

別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所(以下、「指定居宅介護事業所等」という。)の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める地域の内容は以下のとおり。

○ 次のいずれかに該当する地域

- ① 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ③ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- ⑤ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑦ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑧ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

- ⑨ 過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域
- ⑩ 沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号に規定する離島

３． 緊急時対応加算

イ及びロについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第５条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が居宅介護計画の変更等を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合は、利用者１人に対し、１月に月２回を限度として、１回につき１００単位を加算する。

４． 初回加算

指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき２００単位を加算する。

５． 利用者負担上限額管理加算

指定障害福祉サービス基準第５条第１項に規定する指定居宅介護従事者が、指定障害福祉サービス基準第２２条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき１５０単位を加算する。

「指定居宅介護」・「指定重度訪問介護」 利用契約書及び同意書

「指定居宅介護」・「指定重度訪問介護」サービスを利用するに際し、利用契約書及び重要事項の説明及び交付を受けて、「指定居宅介護」・「指定重度訪問介護」サービスの提供開始に同意し、契約を締結します。

本契約を証するため、利用者及び事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

同意・交付年月日

令和 年 月 日

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〈家族等（扶養義務者）〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〈後見人〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印

〈事業者〉

所 在 地 鹿児島県鹿児島市上谷口町3366番地5

法 人 名 社会福祉法人 聖寿会

事業所名 松元訪問介護事業所

管 理 者 所 長 時 田 祐 一 印